

松江市土地利用制度の見直しに係る税のあり方検討委員会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松江市の市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域をいう。）に所在する土地及び家屋に課税する都市計画税並びに土地利用制度の見直しに関する税について、そのあり方を検討するため、松江市土地利用制度の見直しに係る税のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画税に関する必要な事項について調査し、検討を行うこと。
- (2) 土地利用制度の見直しに関する税について必要な事項を調査し、検討を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 商工団体、農業関係団体に属する者
- (3) 公共的団体等に属する者
- (4) 公募に応じた者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを決める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議は、会長が議長となる。
- 4 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財政部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。